



# 市税のご案内

◆市民税課 田(☎042-460-9827・9828)

## 市民税・都民税(住民税)の納税通知書を送付します

平成26年度市民税・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と、公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

通知書には、平成25年中の所得および各種控除の内容や、それを基に計算した市民税・都民税の金額が記載されています。また、銀行などの窓口で納めていただく方には、納付書が同封されています。納付書は1枚ずつ分かれていますが、納期(期別)をよく確認して納付してください。詳しくは、納税通知書裏面の説明や同封されているお知らせをご覧ください。

※非課税の方への送付はありません。  
※徴収方法が給与からの特別徴収となっている方には、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

### ◆納税通知書の発送日

◎65歳未満の方…6月4日(水)

◎65歳以上の方…6月12日(木)

※公的年金などからの特別徴収が開始されたことに伴い、4月1日現在65歳未満の方と65歳以上の方とで納税通知書の発送日が異なりますのでご注意ください。

### ◆平成26年度市民税・都民税の主な税制改正

東日本大震災を踏まえて、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時的措置として、平成26～35年度の間、市民税・都民税の均等割の標準税率がそれぞれ年間500円ずつ引き上げられました。これを受け、西東京市および東京都においても、防災施策に充

てるために均等割が引き上げとなっています。

均等割	平成25年度 <sup>※</sup>	平成26～35年度	差額
市民税	年間3,000円	年間3,500円	+500円
都民税	年間1,000円	年間1,500円	+500円
合計	年間4,000円	年間5,000円	+1,000円

### ◆市民税・都民税が給与からの特別徴収(引き落とし)となっても納税通知書が届く方

勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内容を記載しているものです。給与からの特別徴収をしている会社以外からの収入(公的年金などの雑所得、事業所得、特別徴収をしている会社以外からの給与収入<sup>など</sup>)があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収との両方になる場合があります。この場合には、給与からの特別徴収となっている方でも、ご自宅に納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

### ◆コンビニエンスストアなどで納付できます

今回送付する納税通知書(口座振替の方を除く)に同封する納付書は、コンビニエンスストアなどでもご利用できます。詳しい納付場所やそのほかの支払い方法は、納税通知書の6ページをご覧ください。

※コンビニエンスストアで納付が可能なのは、納付書1枚当たりの税額が30万円以下のものです。

### ◆市民税・都民税の課税・非課税証明書の発行

平成26年度の証明書の発行は、6月4日(水)からです。

※市民税・都民税の納付方法がすべて給与からの特別徴収(引き落とし)の方は、5月15日(木)から発行しています。

□**交付窓口** 市民税課(田無庁舎4階)、市民課(保谷庁舎1階)、ひばりヶ丘駅前出張所、柳橋出張所  
証明書を発行できる方は、①市民税・都民税申告書または確定申告書を提出した方 ②給与や公的年金などの支払先から支払報告書などの提出があった方 ③上記①と②に該当する方の扶養親族として申告書などに氏名の記載のある市内在住の方です。

①～③に該当しない方は、申告を受け付けてから証明書の発行までに、1カ月ほどかかる場合がありますので、お早めに申告してください。市民税・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けています(郵送も可)。

### ◆平成26年度に非課税となる方

- ①平成26年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ②平成25年分の合計所得金額が125万円以下の障害者・寡婦・寡夫・未成年者(平成6年1月3日以降生まれ)の方
- ③平成25年分の合計所得金額が下表以下の方

### □市民税・都民税非課税限度額

扶養人数 <sup>※</sup>	合計所得金額
0人(本人のみ)	35万円
1人	91万円
2人	126万円
3人	161万円
4人	196万円
5人以上	1人増すごとに35万円加算

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族(年少扶養親族を含む)を合計した人数です。

## 平成26年度 市民税・都民税の公的年金などからの特別徴収(引き落とし)について

～公的年金受給者で、市民税・都民税が課税となる方～

平成21年度から、65歳以上(4月1日現在)の方を対象に、公的年金などから市民税・都民税の特別徴収(引き落とし)が開始されています(以下「年金特徴」と略します)。

この年金特徴の対象となる税額は、公的年金などに係る所得から算出される分の税額に限られます。そのほかの所得(給与・事業・不動産<sup>など</sup>)から算出される分の税額の納付は、給与からの特別徴収または納税者本人による普通徴収の方法によることとなります。

年金特徴の対象となる方には、6月12日(木)に納税通知書を送付しますので、内容をご確認ください。

### ◆前年度から引き続き年金特徴になる方(図1参照)

年金特徴が継続する方は、平成26年4月・6月・8月の支給時には、平成26年2月の年金特徴と同額が仮特別徴収として引き落とされます。平成26年10月の支給時からは、平成26年度市民税・都民税の年税額から仮特別徴収分を差し引いた残額が引き落とされます。

### ◆平成26年度から年金特徴が開始される方(図2参照)

次の①または②に該当し、年金特徴の対象となる方は、ご自身で納付する分(普通徴収)と、各年金の支給時に年金特徴となる分とがあります。

- ①昭和23年4月3日～昭和24年4月2日生まれで、年金特徴の対象となる方
- ②昭和23年4月2日以前の生まれで、平成25年度の途中で年金特徴が中止になった方

年金特徴の対象となる(公的年金などに係る所得から算出される分の)年税額のうち、2分の1相当額を普通徴収(第1期・第2期の2回)で納付し、残額を平成26年10月・12月・平成27年2月の支給時に年金特徴により納付していただきます。

### ◆65歳未満で給与所得がある方は給与からの引き落としに切り替えます

平成22年度税制改正により、公的年金などと給与からそれぞれ算出される市民税・都民税を合算して、給与から特別徴収ができるようになっています。65歳未満で給与特徴をしていて、公的年金などから算出される分の税額の納付方法が普通徴収になっている方は、勤務先を通して申請することにより、年税額の全てが給与特徴になるよう切り替えることができます。

### 図1 前年度から年金特徴が継続になる方

(例)平成25年度が年金特徴で、平成26年度市民税・都民税の年税額が22,000円(収入は公的年金収入のみとする)の場合

◎平成25年度 例：年金から10月3,400円、12月3,300円、2月3,300円を引き落としの場合

徴収月	年金特徴		
	平成25年10月	平成25年12月	平成26年2月
徴収額	3,400	3,300	3,300

◎平成26年度 年税額22,000円 (納税通知書3ページ)

合計年税額及び徴収方法		市民税・都民税 課税明細書(1) (単位:円)		
前回通知	今回通知	給与特別徴収税額	年金特別徴収税額	普通徴収税額
	22,000		22,000	

◎普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限

期別	納期限	期別税額(A)	充当額(B)	納付済税額(C)	納めて頂く税額(A)-(B)-(C)
平成26年2月					
平成26年4月					
平成26年6月					
平成26年8月					
平成26年10月					
平成26年12月					
平成27年2月					

年税額から仮特別徴収分を引いた残りの額を年金から特別徴収  
年税額22,000円 - (3,300円 × 3) = 12,100円

◎公的年金から特別徴収の方法により徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額			特別徴収税額		
	平成26年4月	平成26年6月	平成26年8月	平成26年10月	平成26年12月	平成27年2月
前回通知				4,100	4,000	4,000
今回通知(D)	3,300	3,300	3,300			
徴収済税額(E)						
差引徴収税額(D)-(E)	3,300	3,300	3,300	4,100	4,000	4,000

◎次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)

徴収月	平成27年4月	平成27年6月	平成27年8月
徴収税額	4,000	4,000	4,000

◎特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

種類	支払者の名称
老齢基礎年金	厚生労働大臣

### 図2 平成26年10月から年金特徴が開始される方

(例)収入が公的年金等のみで、平成26年度市民税・都民税の年税額が22,000円の場合

◎平成26年度 年税額22,000円 (納税通知書3ページ)

合計年税額及び徴収方法		市民税・都民税 課税明細書(1) (単位:円)		
前回通知	今回通知	給与特別徴収税額	年金特別徴収税額	普通徴収税額
	22,000		11,000	11,000

◎普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限

期別	納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
平成26年10月					
平成26年12月					
平成27年2月					

年税額の2分の1相当額を普通徴収第1期・第2期で個人納付

◎公的年金から特別徴収の方法により徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額			特別徴収税額		
	平成26年4月	平成26年6月	平成26年8月	平成26年10月	平成26年12月	平成27年2月
前回通知				3,800	3,600	3,600
今回通知(D)						
徴収済税額(E)						
差引徴収税額(D)-(E)						

◎次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)

徴収月	平成27年4月	平成27年6月	平成27年8月
徴収税額	3,600	3,600	3,600

◎特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

種類	支払者の名称
老齢基礎年金	厚生労働大臣